

崩れた有罪の決定的証拠!!

3物証が無罪を決定づける

拡大全国狭山活動者会議・狭山住民の会全国交流会が4月14日、東京・中央本部でひらかれ、狭山闘争本部、県共闘会議の代表が参加した。

会議の冒頭、西島・中央本部書記長は「これまでの証拠に加え、下山鑑定、さらに今年に入っても新証拠が提出され、これまで191点の証拠が提出されている。この状況をうけ、一気に石川無罪を実現するため、最大のとりくみをすすめよう」とあいさつした。

中北龍太郎・狭山弁護士事務所局長から『自白とは全く違う場所で鞆が発見された』と「鞆」の発見に関わる鑑定の説明がされた。

「鞆」の発見については「万年筆」「腕時計」とともに「3物証」といわれ、石川一雄さんを「有罪」とした決定的な証拠。つまり、これらの証拠品は、被害者

全国狭山活動者会議

・住民の会交流会



冒頭、あいさつする西島中央書記長

が事件直前までもっていた（使っていた）もので、いずれも石川さんの自白によつて発見されたこととされ、「石川さんが犯人である」という決定的な理由になつてきた。しかし、これまでの弁護団の証拠提出のなかで「時計」については発見の不自然さもさることながら、バンドの穴の位置から『時計は被害者が、使つていたものではない』ことを明らかにしている。

また「万年筆」については、2度の大掛かりな自宅捜査によつても発見できなかったが、3度目にカモイから簡単に発見されたこととされている。しかし、以前から「カモイには、万年筆はなかった」という家宅捜査をした元捜査官の証言もあつて、その発見は極めて不可解であつた。

この「万年筆」のインクについて、昨年8月に「万年筆のインクが違う」として「発見された万年筆は被害者のものではない」とする「下山鑑定」がだされた。中北・事務所長は「今回

の「鞆」の発見に関わる鑑定は、「時計」「万年筆」と合わせて、石川さんを有罪とした3つの物証が崩壊し、石川さんの無罪を証明するものだ」と結論付けた。

さらに、中北・事務所長は、今年1月に提出された「脅迫状は、発見された万年筆で書かれたものではない」とする鑑定書や石川さんの自白の強要などに関わる取り調べテープの分析、関係者の証言についても報告した。

今回の「3物証」に関する新証拠は、石川さんの無実を決定づけるもので、第3次再審請求の最大の局面を迎えているといえる。

こうした状況に、昨年の3者協議で検察側は、とくに「下山鑑定について反証をする」としていたが、8

カ月経過した今も、具体的な動きをみせていない。活動者会議では、片岡明幸・狭山闘争本部長から基調提案がされ、つづいて参加者から各地でのとりくみ報告を含めた意見がだされた。

最後に、片岡・闘争本部長と西島中央・書記長から会議のまとめがおこなわれ、5月23日の市民集会への結集を確認しておえた。

全国狭山活動者会議

・住民の会交流会



決意表明する石川一雄さん、早智子さん

インクが違う「万年筆」 = ねつ造された「重要証拠」

狭山事件の重要証拠である「万年筆」が被害者のものでないことを科学的に証明する鑑定書が今年8月下旬、東京高裁に提出されました。証拠とされた「万年筆」には被害者が事件当日まで使っていたものとは違うインクが入っており、発見当初から「ねつ造」の疑いが強いと言われてきたものです。これまで裁判所は「被害者が帰宅途中の郵便局でインクを入れ替えた」との推論で裁判のやり直しをしてきませんでした。最近になってようやく被害者のインク瓶の写りが開示され、それをもとに弁護団が専門家に鑑定を依頼したところ、インクを入れ替えれば元のインクの色が微量でも検出されるはずなのに、それがまったくないことが証明されたのです。



被害者のインク瓶 (弁護団提出の資料から)

重要な証拠がねつ造されたものであることが明らかになった今、裁判所はただちに再審開始をすることが求められます。みなさんのご支援をよろしくお願いいたします。

連載 (4) 後50年

解放の父

松本治二郎 ⑧

連載の8回目となるが、昭和11年、1936年に衆議院選挙に当選以来、松本治一郎の闘いの場は、政治の世界でも光を放ち、戦争を挟んで1996年にその生涯をおえるまでつづく。しかし、その道も決して平坦ではなく、とくに戦後、参議院議員となつてから4度も公職追放の対象となつている。理由は「戦争協力者」ということで論じられるまでもなく、ばかばかしい理由であつた。

そのことは、あとでふれるところとして、戦前の議会活動で最も多くの力を注いだのが部落の生活上のための改善費の確保と部落問題への政府のあり方についてであり、さらに差別の本質に迫る「少数特権階級」の存在への問題提起、つまり天皇制を基本とする華族制度への批判であつた。

しかし、時代は2・26事件以降、急速にファシズムへとつきすすみ挙国一体制にすべてが飲み込まれていったのである。そのことは水平運動も例外ではなかった。多くの活動家たちは運動の存続とそれぞれの生き残りをかけ、官製の融和事業協会や融和運動との関わりを含めさまざまな道筋を模索していった。そして、水平社の解散を迫る国家権力の圧力が強まるなかで、「解散」という声が大勢を占めるようになりつつあつた。しかし、治一郎は「

(以下次号へ)